

春日部労基だより

労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。
掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

◆ 労働安全衛生関係の一部手続の電子申請義務化について

**2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます**

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

◆ 建設業、ドライバー、医師の「働き方改革」について

建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバー、医師は、インフラを守り、物流・生活交通を支え、健康的な生活を送るために、私たちの暮らしになくてはならない存在です。

その一方で、他の業種に比べ残業が多い実態があることから、働き方改革が急務となっています。

そのため、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、働く方の健康を守るため、2024年4月から、「時間外労働の上限規制」が適用されます。

◆ 36協定届等労働基準法の届に関する注意事項について

様式の右上方にある「労働保険番号」及び「法人番号」の未記載が多くなって
おります。番号欄がある様式では、必ず記載をお願いします。

(個人事業主で法人番号がない等、番号がない場合を除きます)

法人番号は「国税庁法人番号公表サイト」
からも検索できます



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

◆建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方改革って？

なぜトラックドライバーや建設業では残業が多いの？

長時間労働となってしまう背景には、次のような事情があると言われています。
例えば、

建設業については

- 工事の発注者との関係から、できるだけ短い期間で工事を完了させるよう求められることもあること。

トラックドライバーについては

- 荷物を送る方や受け取る方との関係から、速やかに荷物を配達することを求められること。
- 荷物の配達の際に、すぐに受け取ってもらえずに、何度も同じところに配達に行かざるを得なくなること。
- 荷積みや荷下ろしのために長時間待機させられるケースがあること。

などが長時間労働に結びつく要因と考えられています。

これらの事情は、なかなか個々の事業者の努力だけでは解決することができません。

私たちにできること

働き方改革を進めるために

例えば、建設業で働く方に対して、

- 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える、など

例えば、トラックドライバーに対して、

- 自分の都合で何度も荷物の再配達をお願いしないようにする
- 宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する、など

詳しくは、建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイトをご確認ください。

(「はたらきかたススめ」で検索)

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/about.html>

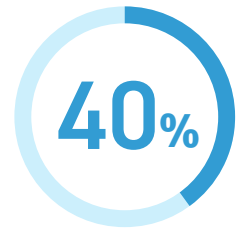
(医師については次のページへ)

「医師の働き方改革」とは

医師の長時間労働によって支えられてきた日本の医療の現状を“改革”し、医師が健康に働き続けられる環境を整備することで、医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していくための取組の総称です。こうした取組の1つとして、2024年4月から残業時間の上限に関する制度が始まります。

医師の勤務実態について
(2019年)

約**40%**の医師が
月**80時間以上**の
残業



患者さんやご家族のみなさまに ご理解、ご協力していただきたいこと

1. 診療時間内の受診にご協力をお願いします。

患者さんやご家族への病状説明を診療時間内に実施することや、外来診療の受付時間を短縮するといった取組も始まっています。

日頃から決められた診療時間内での受診にご協力ください。特に、病状、検査、手術の説明を受けるといった場合は一層のご協力をお願いします。



2. “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします。

タスク・シフト/シェア

- 医師の担っていた業務のうち、一部を他の医療スタッフに任せたり(シフト)、分担(シェア)するといった取組も始まっています。
- 例えば、患者さんへの疾患の説明、検査、病棟における服薬指導、医師の指示に基づく治療対応や術後の管理などについて、医師以外の様々な医療スタッフが担うことがあります。



複数主治医制

- 患者さんの治療を行う医師がチームを組み、1人の患者さんに複数の主治医が対応するといった取組も始まっています。
- この場合、例えば、担当する患者さんへの対応を複数の主治医が時間帯によって分担することがあります。

